

# 守られない「ごみ出しルール」に 那覇市クリーン指導員本庁支部が総行動!!



4月から始まったごみの有料化に伴い、門口地域の分別率の向上とは対照的に集合住宅のごみ置き場の散乱が市民から強く指摘されています。そこでクリーン指導員連絡協議会本庁支部のみならず、見苦しい集合住宅のごみ置き場の改善に乗り出しました。今回は若松市営住宅と壺川東市営住宅の約300世帯が対象となりました。個別訪問にさきだち、壺川東市営住宅前に集合した住民約40人の前で与儀経済環境部参事は「市民の皆様のご協力のおかげで市の最大の課題であるごみ減量が極めて順調に進んでいます。減量目標達成にはごみの分別と資源化が一層重要です。置き場の早急な改善をお願いします」と呼びかけました。

若松市営住宅に集合したクリーン指導員

## ごみの分別と 資源化にご協力を

また、主催者の上野光子支部長は若松市営住宅前の開始式で「行政まかせではなく、私たち地域の市民が環境美化のため、ごみ問題に対し一人ひとりの心がけが一番大事です」と訴えました。その後、本庁支部の53人のクリーン指導員が1戸ずつ住宅を訪問しごみ出し方ルールと資源化への協力を呼びかけました。



クリーン指導員が各戸を訪問。ごみの分別・減量への理解と協力を市民のみならずにおねがいました。

個別訪問では「ごみの出し方について十分知らなかった、今後気をつけて出します」、「市営住宅以外からオートバイなどで乗りつけて不法投棄している」との住民の声もありました。また、訪問中に燃やすごみと燃やさないごみを両手に持った市民ともバッタリ!市民への啓発強化が痛感させられました。副支部長の棚原恵誠さんは「今回の行動で市民と具体的に触れ合うことができ、今後のごみ減量の感触を得た。支部としてさらに2回、3回と分別が徹底するまで頑張りまします」と今後の抱負を語ってくれました。

「ごみのないきれいな街づくりのため、ごみの分別と資源化に市民の一層のご協力をお願いします。お問い合わせ 環境業務課 ☎888-0939

市では全庁を挙げた環境保全への取り組みとして那覇市エコオフィス計画(那覇市環境保全推進実行計画)をスタートしました。これは市の業務のなかで環境にマイナスとなるものを防止・軽減し、プラスとなることを積極的に推進していくもので、市職員が率先して自らの足元から、地球にやさしく行動しようというものです。



## エコオフィス計画実施中 市役所全庁で取り組む!!

そのほか、エコオフィス計画では両面コピーの推進、昼休み時の消灯など約90項目を設け、2002年度から2006年度までの5年間で、平成12年度を基準年として、ゴミ10%、水道使用量10%、電気使用量5%、ガソリン等の使用量を10%、本庁舎等のガス使用料10%、コピー用紙の使用量10%削減する等、数値化できるもの、数値目標を掲げています。また、この計画は継続していくことが重要です。そのためには、定期的に取り組みの結果を「エコチェック票」などで把握、公表し、改善しながら、取り組んでいきます。



### 無縁骨仮安置所 慰霊祭のお知らせ

那覇市環境保全課管理の無縁骨仮安置所には公共工事や宅地開発工事等で発見される無縁骨、身元不明の行旅死亡者、引き取り人のない死亡者の遺骨を仮安置していますので、毎年遺族に代わって那覇市が慰霊祭を行っています。

今年、下記の日程で慰霊祭をとり

日時:8月9日(金)午後3時より  
場所:識名霊園内 無縁骨仮安置所前

お問い合わせ 環境保全課 ☎862-9199

### 上級救命講習会

新しい心肺蘇生法に基づく①応急手当の重要性②応急手当の対象者とその必要性③救命に必要な応急手当(観察・心肺蘇生法・止血法)④その他の応急手当(傷病者管理法・外傷の重要領・搬送法)

期日 9月15日(日)午前9時~午後6時  
場所 那覇市民体育館  
対象者 那覇市在住、在勤、在学者。  
募集定員 30人(定員に達し次第締め切ります。)  
受講料 無料  
修了証 講習を終了された方々に上級救命修了証を交付  
申込方法 那覇市消防本部・警防課・救急係に電話・FAXにて申し込みください。  
申込期間 8月19日(月)~9月10日(火) 午前9時~午後4時(土曜日、日曜日除く)  
申込先 那覇市消防本部・警防課・救急係 ☎886-5150 FAX 884-1416

### 児童扶養手当制度が変わりました。(平成14年8月実施)

児童扶養手当について、就労等による収入の増加が、児童扶養手当を含めた総収入の増加につながるよう、所得額と手当額との関係や所得の範囲について見直しが行われます。主な改正は次のとおりです。

○所得制限限度額  
(受給者本人(2人世帯の場合))  
・全部支給 90.4万円(収入20.4~8万円)  
(受給者本人(2人世帯の場合))  
・一部支給 57万円(収入13.0万円)  
19.2万円(収入3.00万円)  
23.0万円(収入3.65万円)

○手当額  
(受給者本人(2人世帯の場合))  
・全部支給 4万2370円(変更なし)  
・一部支給 2万8350円

※就労等による年間収入額の増加に応じて、手当を額を加えた総収入額がなだらかに増加するよう、手当額を4万2360円(月額)から1万円まできめ細かく設定

8月は現況届の月です。  
8月1日から30日まで  
詳しいお問い合わせは  
子ども課母子児童係 ☎861-6903